

第3節

3-1 冬期歩掛補正

参1-1-6

第3節 冬期歩掛補正

3-1 冬期歩掛補正

(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある業務委託で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える測量及び地質調査業務委託等について補正の対象とする。

(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する作業員等を対象に行うものとする。

(3) 歩掛の補正は、地域区分一覧表に対して期間別に次表の割増し補正率により行うものとする。

工期末 工期始	冬期補正率（％）				
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
11月	0	0	2	2	2
12月	－	2	3	3	2
1 月	－	－	4	4	2
2 月	－	－	－	3	2
3 月	－	－	－	－	0

(4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。

なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。

(5) 歩掛の補正は、直接人件費、賃金及び労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計直接人件費（又は賃金、労務単価。以下同じ。）を算出し、積算するものとする。

冬期補正設計直接人件費＝基本設計直接人件費×（1＋冬期補正率）

冬期補正設計直接人件費は、小数点以下を切り捨てし1円単位とする。

地 域 区 分 一 覧 表

建設事務所名	地 域 名	地域区分
県中建設事務所	田村市、田村郡、平田村、古殿町	4 級地
県南建設事務所	西郷村、鮫川村	
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村、葛尾村、飯館村	

(注) 1. 本表の適用は、令和7年4月1日現在の市町村の区域で適用する。

2. 冬期歩掛補正は、4級地のみ適用する。

第4節 機械損料の適用

「建設機械等損料算定表」による損料は、業務の実施箇所にかかわらず、豪雪地域補正を行わない標準地域（A地区）の損料とする。

参1-1- 6

令和8年10月9日訂正

誤

第3節 冬期歩掛補正

3-1 冬期歩掛補正

(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある業務委託で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える測量及び地質調査業務委託等について補正の対象とする。

(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する作業員等を対象に行うものとする。

(3) 歩掛の補正は、地域区分一覧表に対して期間別に次表の割増し補正率により行うものとする。

工期末 工期始	冬期補正率（％）				
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
11月	0	0	2	2	2
12月	－	2	3	3	2
1 月	－	－	4	4	2
2 月	－	－	－	3	2
3 月	－	－	－	－	0

(4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。

なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。

(5) 歩掛の補正は、直接人件費、賃金及び労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計直接人件費（又は賃金、労務単価。以下同じ。）を算出し、積算するものとする。

冬期補正設計直接人件費＝基本設計直接人件費×（1＋冬期補正率）

冬期補正設計直接人件費は、小数点以下を切り捨てし1円単位とする。

地 域 区 分 一 覧 表

建設事務所名	地 域 名	地域区分
県北建設事務所	安達郡	4 級地
県中建設事務所	天栄村、石川町、浅川町、田村市、田村郡	
県南建設事務所	西郷村、中島村	
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村、葛尾村、飯館村	

(注) 1. 本表の適用は、平成26年4月1日現在の市町村の区域で適用する。

2. 冬期歩掛補正は、4級地のみ適用する。

第4節 機械損料の適用

「建設機械等損料算定表」による損料は、業務の実施箇所にかかわらず、豪雪地域補正を行わない標準地域（A地区）の損料とする。

参1-1- 6